

# 和寒町の財政健全化判断比率等を公表します

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付して議会へ報告するとともに、町民の皆さまに公表することになりました。

そこで、平成20年度決算に基づく健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標と公営企業における資金不足比率）を次のとおり公表します。

(単位：%)

		平成20年度 算定値	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	- ( 3.81%)	15.0	20.0
	連結実質赤字比率	- ( 14.95%)	20.0	40.0
	実質公債費比率	9.2	25.0	35.0
	将来負担比率	- ( 115.0 )	350.0	設定なし

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされます(「-」と表示し、参考として黒字の比率を( )内にマイナス( )表記しています。)

将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が多いため比率がありません(「-」と表示し、参考として公債費充当可能財源の超過率を( )内にマイナス( )表記しています。)

		平成20年度 算定値	早期健全化基準	参考 (資金剰余の比率)
資金不足比率	病院事業会計	-	20.0	65.4
	簡易水道特会	-		4.2
	公共下水道特会	-		4.2

資金不足比率は、資金不足額が発生しない限り比率がないものとされます(「-」と表示)。

上記の比率がいずれかが「早期健全化基準」以上の場合には「財政健全化計画」あるいは「経営健全化計画」を、また「財政再生基準」以上の場合は「財政再生計画」を策定し健全化に努めなければならないこととなります。本町の場合はいずれの指標も基準を大幅に下回ることになることから「財政健全化計画」及び「財政再生計画」の策定の必要はありません。また、いずれの公営企業にも資金不足額がないことから「経営健全化計画」の策定も必要ありません。上記のことから本町の財政は健全段階と言えますので、今後も町民皆さまのご協力をいただき、健全財政の維持に努めていきます。

## ～各項目の解説～

### ◎実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額(歳入総額-歳出総額)の標準財政規模に対する比率で、黒字か赤字かを判断する指標です。赤字でないため比率はありません。

### ◎連結実質赤字比率

公営事業会計を含めた全ての会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。和寒町全体の財政運営状況が分かります。赤字でないため比率はありません。

### ◎実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。収入のうちどのくらいを借金の返済に充てているかを示すものです。18年度～20年度の3か年を平均して9.2%となりました。

### ◎将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき地方債や債務負担行為などの実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。将来負担すべき額より基金残高と交付税による補てんが見込まれる額の合計額が多いため比率がありません。

### ◎資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較し、経営状況の深刻度を示すものです。資金不足でないため比率がありません。

### ◎標準財政規模

町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のことです。20年度は25億7305万8千円です。(これが各比率の分母となります)